12章　業務委託・請負・準委任　　第Ⅳ部　類型

仕事が中途終了した場合の出来高請求

執筆　プロスパイア法律事務所　　最終更新日　2026年11月14日

一　問題の所在：途中で終わったら報酬はどうなるか

システムの開発を委託する契約書で、報酬について次のように書かれていたとします。

> 第〇条　受託者は委託者に対し、本件業務の成果物であるシステムを、委託者が用意するサーバで動作させることができる状態で納品日：〇〇年〇月〇日までに納品し、委託者は受託者に対し、本件業務の対価として〇〇円（税別）円の委託料を、納品日の属する月の翌月末日までに支払う。（注1）

報酬は全体で一つの金額、支払は納品の後です。システム開発には多くの業務が含まれ、途中で頓挫することも少なくないため、この書き方ではどの段階で委託料を支払うべきかが分かりにくくなります（注1）。

開発が半分ほど進んだところで、委託者の方針が変わって契約が終わったとします。受託者は、ここまでの作業の対価を請求できるのか。請求できるとして、いくらなのか。契約書には書いてありません。

答えは、この契約が請負なのか委任（準委任）なのか、委任ならどの型なのかによって変わります。業務委託契約の中身は請負か準委任か、それらの混合です。この点は別稿「業務委託契約という名前の契約は民法にない」で、どちらに当たるかの判断は別稿「請負と準委任の区別：何が違い、なぜ問題になるか」で扱いました。本稿は、途中で終わったときの報酬について、型ごとに民法の規律を確かめ、契約書で何を決めておくかを考えます。

二　制度の枠組み

1　請負の割合的報酬（民法634条）：2017年改正で明文化

請負は、仕事の完成に対して報酬が支払われる契約です。仕事を完成していない以上、請負人は報酬を請求できないのが原則で、この原則は2017年の改正後も維持されています（注2）。

その例外が、民法634条です。

> （注文者が受ける利益の割合に応じた報酬）
> 第634条　次に掲げる場合において、請負人が既にした仕事の結果のうち可分な部分の給付によって注文者が利益を受けるときは、その部分を仕事の完成とみなす。この場合において、請負人は、注文者が受ける利益の割合に応じて報酬を請求することができる。
> 一　注文者の責めに帰することができない事由によって仕事を完成することができなくなったとき。
> 二　請負が仕事の完成前に解除されたとき。（注3）

改正前から、判例は、既に行われた仕事の結果が可分で、注文者がその部分の給付について利益を有するときは、特段の事情がない限り、その既履行部分は解除できないとしていました。解除できない既履行部分については、請負人は報酬を請求できます。民法634条は、この判例法理を、注文者が利益を受ける可分な部分を仕事の完成とみなす形で明文化したもので、公平の見地から、既にした仕事の結果のうち可分な部分について報酬請求を認めるものです（注4）。要件を分けると、次のとおりです。

1. 注文者の責めに帰することができない事由で完成できなくなったか、完成前に契約が解除されたこと
2. 既にした仕事の結果が可分であること（可分性の要件）
3. その可分な部分の給付によって注文者が利益を受けること（利益性の要件）（注5）

要件を満たせば、その部分を仕事の完成とみなし、注文者が受ける利益の割合に応じて報酬を請求できます。1号には、当事者双方に落ち度がない場合だけでなく、請負人の落ち度で完成できなくなった場合も含まれます。2号の解除は、注文者と請負人のどちらがしたものか、落ち度があるかどうかを問いません（注6）。請負人に落ち度があるときは、注文者は、報酬とは別に損害賠償を請求できます（注6）。請負の出来高請求の詳細と、算定方式の選び方は、別稿「請負における修補・報酬減額・出来高請求」で扱いました。

2　委任の割合的報酬（民法648条3項）

委任には、報酬の支払方法に二つの型があります。事務処理の労務に対して報酬を支払う履行割合型と、委任

事務の履行によって得られる成果に対して報酬を支払う成果完成型です（注7）。

履行割合型の委任が途中で終わったときは、民法648条3項が適用されます。

> 3　受任者は、次に掲げる場合には、既にした履行の割合に応じて報酬を請求することができる。
> 一　委任者の責めに帰することができない事由によって委任事務の履行をすることができなくなったとき。
> 二　委任が履行の中途で終了したとき。（注8）

「委任が履行の中途で終了した」とは、委任が解除された場合と、履行の途中で終了事由が生じた場合をいいます。割合的な報酬を請求できるかどうかは、受任者に落ち度があるかどうかに関わりません。受任者に落ち度があって履行を受けられなくなった委任者は、受任者に債務不履行による損害賠償を請求でき、報酬を請求されたときに損害賠償請求権と相殺することもできます（注9）。

成果完成型の委任には、請負の民法634条が準用されます（注10）。成果の完成の対価として報酬が支払われる形が請負と似ているためです（注11）。成果完成型では、受任者は仕事の完成義務を負いませんが、成果が出なかった場合に報酬全額の支払を受けることはできません（注12）。

3 「可分」「注文者が利益を受ける」の意味

三つの型を並べると、違いは要件の数にあります。

型	根拠	途中で終わったときに請求できるもの	可分性・利益性の要件
請負	民法634条	注文者が受ける利益の割合に応じた報酬	要る
成果完成型の委任	民法648条の2第2項・634条	委任者が受ける利益の割合に応じた報酬	要る
履行割合型の委任	民法648条3項	既にした履行の割合に応じた報酬	要らない

請負と成果完成型の委任では、委託者の側に落ち度がある場合を除き、出来上がった部分が切り分けられ、しかも委託者の役に立つものでなければ、途中までの報酬を請求できません。履行割合型の委任なら、事務を処理した割合に応じて請求できます。準委任なら作業を遂行していれば報酬請求権が認められるのが原則で、未完成のシステムについて請負は出来高の割合に応じた報酬しか請求できない、という違いが生じます（注13）。

成果完成型の委任では、この可分性と利益の判断が難しくなります。委任事務の結果ははっきり区別できるものばかりではなく、幾重にも関係し合っていることが多く、個々の事務の結果だけを取り上げても、委任者に利益があるかどうかがはっきりしないこともあります。情報提供や助言、説明といった行為は、一連の委任事務の中で大きな部分を占めることが多いのですが、その結果を可分といえるのか、可分だとしてどの程度の利益があったのかについては、委任者と受任者の認識が大きく食い違うと考えられます（注14）。システム開発でいえば、設計書のように、委託者がそれを使って別の業者に開発を続けさせられるものは切り分けやすく、書きかけのプログラムのように引き継いでも使えないものは、作業量が多くても委託者が利益を受けたとはいいにくいでしょう。

注文者の側に落ち度があって完成できなくなった場合は、民法634条1号の外になります。この場合は、債権者の責めに帰すべき事由で債務を履行できなくなったときの規定（注15）が適用され、請負人は報酬全額を請求できます。ただし、報酬全額を請求するには注文者に落ち度があることを主張・立証しなければならず、請負人は、自分の債務を免れたことで得た利益を注文者に償還する必要があります。請負人は、この主張・立証を避けて、民法634条によって割合的な報酬を請求することもできます（注16）。委任でも、委任者に落ち度があって中途で終わった場合は、履行割合型か成果完成型かを問わず同じ扱いになります（注17）。

三　解釈：何をもって出来高を算定するか

民法634条は「注文者が受ける利益の割合に応じて」としか書いていません。出来高の算定が争われる事件では、請負人の側から、実際にかかった費用に諸経費と消費税相当額を加えて算定する実費積上方式が主張されることがよくあります。しかし、実費を積み上げた額が「注文者が受ける利益の割合」を上回ることは十分に考えられます（注18）。

算定の方式には、実費積上方式のほかに、残りの仕事を完成させる費用を代金総額から差し引く控除方式や、項目ごとに実施済みの割合を査定して項目ごとの代金額に掛ける施工割合方式などがあります（注19）。割合的報酬を認定するときは、仕事全体に占める出来高の割合を認定してそれに報酬額を比例させる方法や、売買の代金減額請求で減額される代金額の算定方法が参考になります（注20）。**民法は算定方法を決めていないので、契約書に書いていなければ、どの方式で算定するかから争いになります。**

履行割合型の委任でも事情は似ています。「既にした履行の割合」は、時間単価で報酬を定めていれば作業時間から計算できます。全体を一つの金額で定めていると、

何をもって全体の何割まで履行したとみるのかが決まりません。

途中で終わる原因は、委託者の側から生まれることも多くあります。請負では、請負人が仕事を完成しない間は、注文者はいつでも損害を賠償して契約を解除できます（注21）。委任は、各当事者がいつでも解除できます（注22）。注文者がこうして解除したときも、民法634条2号の「完成前に解除されたとき」に当たり（注6）、委任の解除は民法648条3項2号の「履行の中途で終了したとき」に当たります（注9）。どちらも、この割合的報酬の規律に入ってきます。

四　契約実務への還元

1　算定方法を契約書で決めておく

請負の契約書では、出来高の査定とその支払方法を、本契約と同時に結ぶ覚書で決めておく方法があります（注23）。期間が長く、工程が多い業務では特に、途中の業務の出来高の評価基準や評価の方法、報酬の算定基準を、あらかじめ覚書などで定めておくことが望ましいといえます（注18）。覚書の作り方は、別稿「請負における修補・報酬減額・出来高請求」で扱いました。

2　工程ごとに区切る

業務委託では、もう一歩進めて、工程ごとに対価を割り付けておく方法があります。

> 第〇条　委託者は受託者に対し、下記のとおり、本件業務の委託段階ごとにその進捗状況に応じて、委託料を支払う。
> 1. 開発設計段階
> （中略）
> ②　システム設計料
> システム設計料は〇〇円（税別）とし、前条①のシステム設計書及びこれを記録した媒体の引渡しと引き換えに支払う。
> 2. 開発実施段階
> ①　開発実施料は〇〇円（税別）とし、そのうち、〇〇円（税別）を開発実施開始時に、〇〇円（税別）をテスト実施時に、〇〇円（税別）を納品完了日後〇日以内に、それぞれ支払う。（注24）

設計書の引渡しと設計料が結び付いているので、開発の段階で契約が終わっても、設計の工程の対価は確定しています。システム開発では、要件定義、設計、開発、テストのように工程を分けて契約する多段階の契約があり、その場合は工程の性質に応じて、要件定義やテストは準委任、設計や開発は請負に分類されることが多いといえます（注13）。工程ごとに契約を分ければ、途中で終わったときに問題になるのは、進行中の一つの工程だけになります。

進行中の工程の扱いも書いておきます。

> 第〇条　本契約が本件業務の完了前に終了したときは、甲は乙に対し、次の金額の合計額を支払う。
> 一　終了の時までに甲が検収を完了した工程について、別紙に定めるその工程の委託料
> 二　終了の時に進行中であった工程について、その工程で乙の担当者が作業に従事した時間に別紙に定める時間単価を乗じた額。ただし、別紙に定めるその工程の委託料を上限とする。
> 2　前項の規定は、本契約が乙の責めに帰すべき事由により終了した場合には適用しない。この場合の報酬及び損害賠償は、民法の定めによる。

民法634条も648条3項も「割合に応じて」としか書いていないので、工程ごとに対価を割り付けておくことが、算定の争いを避ける最も確実な方法です。

受託者にとっては、工程ごとに割り付けておけば、途中で終わっても終えた工程の対価を確実に受け取れます。委託者にとっては、終えた工程の成果物を受け取って、別の業者に引き継ぐ道が開けます。どちらの側から見ても、全体を一つの金額で定めておく理由はあまりありません。

工程の分け方と、工程ごとに請負と準委任を使い分ける多段階契約の組み方は、別稿「システム開発契約の全体像と多段階契約」で扱います。システムが完成したといえるかどうかの判断は、別稿「完成・未完成の判断」が扱います。報酬の型の選び方は、別稿「報酬の定め方：固定・従量・みなし報酬」で扱いました。

参考文献等

（注1）秦周平ほか編『ケース別　契約書リーガルチェックのポイント――事例でみるトラブル条項例』（新日本法規出版、2020）設問61（委託料の対価となる業務・成果物が明確でない場合）
（注2）大阪弁護士会民法改正問題特別委員会編『実務家のための逐条解説　新債権法』（有斐閣、2021）635頁
（注3）民法634条
（注4）前掲注2・635～636頁
（注5）前掲注1・設問34（仕事が中途終了した場合の出来高請求が問題となる場合）の解説1

（注6）前掲注2・636頁
（注7）前掲注2・656〜657頁
（注8）民法648条3項
（注9）前掲注2・658〜659頁
（注10）民法648条の2第2項
（注11）前掲注2・660頁
（注12）吉羽真一郎編集代表『条項解説 事例から学ぶシステム開発契約書作成の実務』（日本加除出版、2023）92〜93頁
（注13）前掲注12・10頁
（注14）前掲注2・661頁
（注15）民法536条2項
（注16）前掲注2・636〜637頁
（注17）前掲注2・659〜660頁
（注18）前掲注1・設問34の解説3
（注19）前掲注1・設問34の解説4
（注20）前掲注2・637頁
（注21）民法641条
（注22）民法651条1項
（注23）前掲注1・設問34の改善例
（注24）前掲注1・設問61の改善例

ウェブ版　https://prospire-law.com/contract-knowledge/chuto-shuryo-dekidaka/
引用表記例　プロスパイア法律事務所「仕事が中途終了した場合の出来高請求」契約法務ライブラリ（最終更新日2026年11月14日）
本稿は、契約法務に関する論点を一般的に整理したものであり、個別の事案についての法的助言ではありません。記載は最終更新日時点の法令・判例・文献に基づきます。ご相談は プロスパイア法律事務所 までお問い合わせください。